

概要版

第三次天童市地域福祉計画

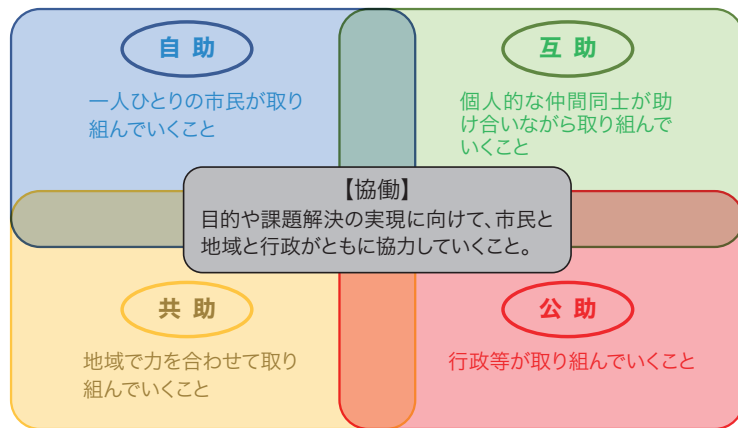
令和7年度～令和14年度

計画の目的

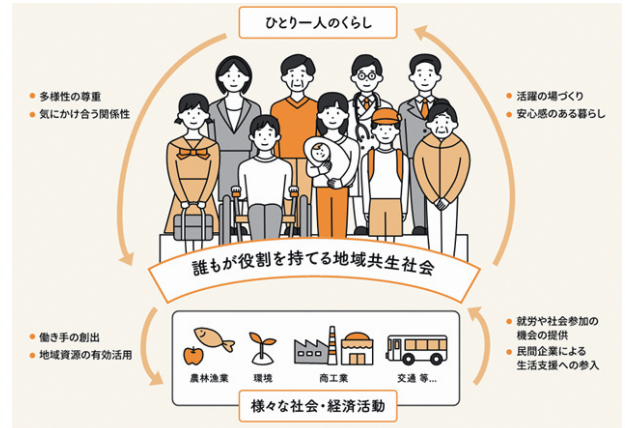
社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく「地域福祉計画」は、誰もが住みなれた地域で、助け合いや支え合いにより安心して暮らせるよう、地域の一人ひとりが地域福祉の推進を目指していく計画です。

第二次計画が令和6年度に計画期間の最終年度を迎えたことから、「心がふれあい かよいいい 安心して 豊かに暮らせるまち」を基本理念として、「地域福祉の推進」及び「地域共生社会」の実現を図るため、第三次計画を策定しました。

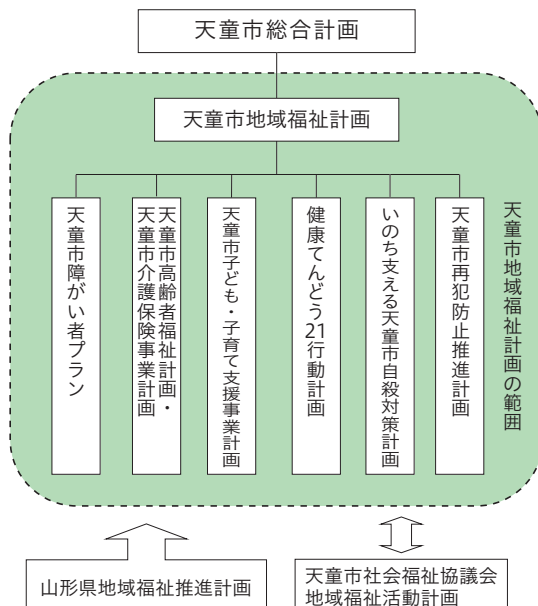
市民と地域と行政の相互連携のイメージ



地域共生社会のイメージ



計画の位置付け



天童市地域福祉計画は、天童市総合計画を踏まえ、左記に掲げる6つの個別計画の上位計画として位置付けます。

また、この計画は、基本理念に基づいて個別計画が相互につながり、それぞれの施策が効果的に実施されるための潤滑油の役割を果たすものです。

心がふれあい かよいあい 安心して 豊かに暮らせるまち

基本目標

1 みんなが地域や福祉に関心をもてるまち



取組	自助の役割	互助・共助の役割	公助の役割
お互いに人権を尊重します	お互いに信頼関係を築き、思いやりの気持ちを持って人に接します。	話しやすい仲間づくりのために地域で交流を深め、お互いに相談に乗ります。	人権について気軽に相談できる体制を整えます。
地域福祉に対する理解を深めます	地域福祉やボランティア活動について理解を深め、関心を持ちます。	地域いきいき講座などを活用し、地域福祉や共生社会について学びます。	学校教育や生涯学習を通して、福祉意識の高揚を図ります。
地域活動に参加します	普段から仲間へ声を掛け合い、助け合える地域づくりを目指します。	誰もが参加しやすい活動を通じて、人々のふれあいを大切にす地域行事を実施します。	市民が参加する地域活動の情報をホームページやSNS、市報、公民館だより等で広く周知します。
地域活動の担い手を育成します	一人ひとりが地域のためにできることに着実に取り組みます。	各種団体が連携を深め、地域内のコミュニケーションを活性化し、地域の人材を把握します。	地域づくり委員会や各種団体の活動を支援し、地域におけるリーダーの発掘と育成に努めます。

地域で障がいのある人を支援します

障がいのある人が自ら進んで地域活動に参加します。

障がいのある人との交流を通して、障がいへの理解を広めます。

障がいのある人に対する正しい理解を深めるための啓発活動を行います。

福祉サービスの情報を広めます

福祉に関心を持ち、市報やホームページの情報を取得します。

地域いきいき講座などを活用し、福祉サービスについて学習します。

福祉に関する団体や高齢者、障がいのある人にも配慮し、福祉サービスに関する情報を広く提供します。

包括的な相談支援体制を整備します

困りごとや悩み事などは、一人で抱え込まずに、民生委員・児童委員や、市の相談窓口、社会福祉協議会に気軽に相談します。

地域において民生委員・児童委員などを中心に、子ども、障がいのある人、高齢者などを見守ります。

複雑化・複合化した課題や、制度の狭間にある課題に対応するため、各支援機関が相互に連携し、それぞれの分野で適切にサービスを提供します。



基本目標

3 みんなが地域で安心して暮らせるまち

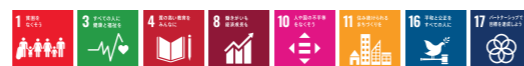


取組	自助の役割	互助・共助の役割	公助の役割
誰もが安心して暮らせる住み良いまちをつくります	困っている人を見かけたら、進んで手伝います。	普段から近所同士で声をかけ合い、支援が必要な世帯への気配りを行います。	住民や民間と協力し、地域福祉の課題解決や住民サービスの向上を目指す公私協働を進めます。
誰にでも支援を届ける仕組みづくりを進めます	定期的な外出を心がけ、健康維持や仲間づくりに努めます。	地域食堂や地域カフェなど、地域で居場所づくりに努めます。	ひきこもりの状態にある人と関わるための信頼関係を構築し、アウトリーチ等による支援を行います。
災害時に支え合う仕組みを地域へ展開します	ハザードマップや被害想定により、避難場所や避難経路などをあらかじめ確認します。	自主防災会や民生委員・児童委員等が連携して、個別避難計画の作成に協力します。	高齢者、障がいのある人、指定難病患者、医療的ケアが必要な人などの避難行動や避難生活を支援します。
健康づくりを推進し、健康寿命を延ばします	自らの健康づくりに積極的に取り組み、地域の健康づくり活動に進んで参加します。	地域の行事を通して、健康づくりへの意識を高めます。	食生活や運動に関する正しい知識や情報を地域や学校に提供します。

※それぞれの役割は、代表的なものを記載しています。

基本目標

2 みんなの力でともに支え合うまち

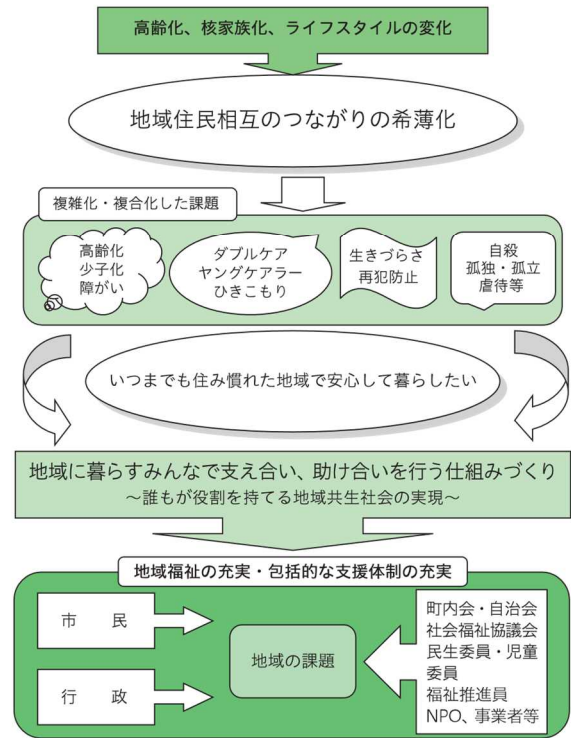


取組	自助の役割	互助・共助の役割	公助の役割
地域福祉を推進する体制を整備します	一人で悩まず、民生委員・児童委員や相談機関に相談します。	地域の困りごとは、みんなで解決するよう努力します。	社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動を支援します。
地域で子育てを応援します	子どもたちの規則正しい生活リズムづくりに取り組みます。	地域ぐるみで子どもたちを見守り、子育てを応援する気運を高めます。	子育てに関する情報を提供し、気軽に悩みを相談できる体制を整備します。
地域で高齢者を見守ります	高齢者が培った経験や知識を活用し、地域活動に貢献します。	高齢者の生きがいづくりのため、敬老会事業、老人クラブ、いきいきサロンの活動を推進します。	高齢者の地域活動への参加促進や学習機会の充実を図ります。

地域福祉のイメージ

人口減少や核家族化が進む中で、本市では高齢世帯や単身世帯が増加しており、孤独・孤立が懸念されます。こうした中、老老介護、家庭内での虐待、ヤングケアラー、子どもの貧困など福祉課題が複雑化・複合化しています。また、地域コミュニティが希薄化し、住民相互の支え合い機能が低下しており、災害時の避難支援や犯罪被害者支援など、地域住民と関係機関の連携が求められています。

こうした状況を踏まえ、市民、地域、行政のそれぞれの役割を明らかにしたうえで協働・連携し、あらゆる人々が相互に支え合い、安心して暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指します。



相談窓口のご案内

相談窓口	内容	連絡先
市社会福祉課	障がい者福祉、生活保護など	天童市役所（代表） ☎023-654-1111
市保険給付課	介護保険サービス、介護予防・その他サービス、国民健康保険など	
市子育て支援課	保育所などへの入所、ひとり親家庭など	
市健康課	保健事業、健康づくりなど	天童市健康センター ☎023-652-0884
市こども家庭センター	妊娠期から子育て期のさまざまな悩みや不安の相談、児童虐待やヤングケアラーなどに関する相談など	天童市健康センター ☎023-652-0882
天童市社会福祉協議会	地域社会福祉協議会、いきいきサロン、福祉サービス利用援助、ボランティア事業、福祉資金、法律相談、福祉推進員活動など	天童市総合福祉センター ☎023-654-5156
天童市生活自立支援センター	生活困窮に関する相談、自立に向けた支援プランの作成や継続的な支援など	
天童市地域包括支援センター中央	高齢者に関する相談担当地域：天童中部、天童北部、成生、津山、田麦野、山口（市立公民館単位）	☎023-658-8190
天童市地域包括支援センターめいこうえん	高齢者に関する相談担当地域：天童南部、蔵増、寺津、高揃、長岡、干布、荒谷（市立公民館単位）	☎023-664-0600

お問い合わせ先 **天童市健康福祉部社会福祉課**

〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号

TEL 023-654-1111内線762・FAX 023-654-2482

e-mail kourei@city.tendo.yamagata.jp